

子どもの権利ニュース

だいごう
第8号
はっこう
2006. 7. 3発行

札幌市がすすめている「子どもの権利条例（札幌市における子どものことについてのきまり）づくり」についての
ニュースレターです！ 一緒に「子どもの権利」について考えてみませんか！？

昨年4月に本格的にはじまった条例づくり。これまで、「検討委員会」や「子ども委員会」を中心に活発な議論がおこなわれてきました。そして、去る5月には、「検討委員会」が条例に盛り込む事柄の案をまとめた「最終答申書」を市に提出。市では、それを受けて「条例素案」を作成しましたので、このたび、この素案についてのご意見を広く募集いたします。



「最終答申書」が作成されました

検討委員会では、昨年4月の発足以来、合計115回にも及ぶ会議や懇談会、出向き調査などを重ねて、このたび、「最終答申書」を作成しました。答申書は、計7章からなる条例に盛り込む事柄の案を掲載しており、子どもにとって大切な権利や参加の仕組み、権利侵害からの救済の仕組みなどを、札幌の現状に基づき、具体的に示した内容となっています。

去る5月30日には、この答申書を上田市長に提出。「子どもが自分の権利を行使できる環境をつくるために、大人が努力する必要がある。市民、行政が取り組まなければならない課題をおき明らかにしていただいた。」などと市長から話がありました。



【答申書手交式の様子】

子ども委員会の活動の様子

子ども委員会では、3月、4月に、「札幌の子どもにとって大切な権利」をテーマにグループで話し合いを行い、去る4月30日には、子どもたちが考えた権利の項目を検討委員会に提案。最終答申書に反映されました。

また、5月、6月の子ども委員会では、「子どもの権利侵害について」をテーマに話し合いを行いました。そのなかでは、いじめやえこひいき、プライバシーの侵害などが話題になり、理想の相談相手、解決方法などについて議論しました。

子ども委員会の市への最終提案は、7月末に予定しています。詳しくは、ホームページなどでお知らせします。



【検討委員会への提案】

条例素案の意見募集を行います

市では、検討委員会が作成した最終答申書をもとに、条例素案をまとめました。よりよい条例とするために、この案に対する市民の皆さまのご意見を募集します。

1. 意見募集期間

平成18年7月3日(月)～8月1日(火)

2. 意見の提出方法

持参、郵送、FAX、電子メール、ホームページからの投稿

3. 資料公表場所

市役所本庁舎、各区役所、区民センター、まちづくりセンター、図書館、児童会館など

※子ども向けの資料もございます。

ご希望の方は、下記あて連絡ください。



【子ども向け資料】

◆お知らせ◆

札幌市では、条例素案の意見募集期間とあわせて、子どもの権利について関心を高めるための取組を行います。ご来場をお待ちしております。

◆パネル展の開催

子どもの権利条約、条例づくりについて紹介するパネル展を10区の区民センター、市役所本庁舎で開催します。

◆子どもの権利子どもフォーラムの開催

子どもの皆さんを対象に、楽しい人形劇「シンデレラ」のお話にそって、子どもの権利について考えるフォーラムを、10区の児童会館などで開催します。



※条例素案の特徴を裏面にまとめました。是非ご覧ください。
※パネル展、子どもの権利子どもフォーラムのくわしい日時、開催場所については、右記ホームページでご確認いただくか、担当あて連絡願います。

札幌市子ども未来局子ども育成部子どもの権利推進課

でんわ 011-211-2942 ファックス 011-211-2943

ホームページ <http://www.city.sapporo.jp/kodomo/kenri/>

さっぽろ市
04-G01-06-141
18-5-30

条例素案の特徴をご紹介します

子どもの意見表明の視点について

「自分の思いや考えを表明すること=意見表明権」は、子どもの権利のなかでも、とても大切なもののうちのひとつです。子どもは、自らの意見を表明し、その意見は、年齢や成長に応じて尊重されます。そして、自分の意見を持ち、他者の意見も大切にすることで、社会の一員として成長していきます。

ところで、この子どもの意見表明ですが、大人には、言葉が発することができない乳幼児などの表情やしぐさから子どもの思いを受け止め、こたえていくことも求められます。条例素案では、保護者、育ち学ぶ施設職員の役割のひとつとして、この趣旨を掲載しています。



様々な場面で参加機会を保障

子どもの参加や意見表明の機会を保障することは、子どもの健やかな成長・発達を支えるとともに、子どもに関する市の施策や事業、地域における様々な取組に子どもの視点が反映され、「子どもにやさしいまちづくり」が進められることにつながります。

このことから、条例素案では、「市政、学校・施設、地域」、「市の施設の設置や運営」、「市が開催する審議会等」への子どもの参加機会の保障のほか、子どもが自らの意見を形成し、参加しやすい環境をつくるための「子どもの視点に立った情報発信等」を盛り込んでいます。



札幌の子どもにとって大切な22の権利

条例素案には、「安心して生きる」「自分らしく生きる」「豊かに育つ」「参加する」の4つの区分で、合計22の札幌の子どもにとって大切な権利を挙げています。これらの権利は、小学生から高校生までの32人の子どもたちで構成する「子ども委員会」の提案を踏まえた内容になっています。

1. 安心して生きる権利

- ① 命が守られ、平和と安全のもとに、安心して暮らすこと。
- ② かけがえのない存在として、愛情を持ってはぐまられること。
- ③ いじめ、虐待、体罰などから心や体が守られること。
- ④ 障がい、民族、国籍、性別その他の子どもまたはその家族の状況を理由としたあらゆる差別及び不利益を受けないこと。
- ⑤ 自分を守るために必要なことを知ること。
- ⑥ 気軽に相談でき、必要な支援を受けられること。

2. 自分らしく生きる権利

- ① ありのままの自分を大切にすること。
- ② 他人と比較されることなく、自分のペースで生きること。
- ③ 自分が思ったこと、感じたことを自由に表現すること。
- ④ 個性や他人との違いを認められ、一人の人間として尊重されること。
- ⑤ プライバシーが守られること。



3. 豊かに育つ権利

- ① 学び、遊び、疲れたら休むこと。
- ② 健康的な生活を送ること。
- ③ 自分に関係することを、年齢や成長に応じて自分で決めること。
- ④ 夢に向かってチャレンジし、失敗しても新たなチャレンジをすること。
- ⑤ 様々な芸術、文化、スポーツに触れ親しむこと。
- ⑥ 札幌の文化や雪国の暮らしを学び、自然と触れ合うこと。
- ⑦ 地球環境の問題について学び、豊かな環境を保つために行動すること。

4. 参加する権利

- ① 家庭、育ち学ぶ施設、地域、行政等のあらゆる場で、自分の思いや考えを表明すること。
- ② 表明した自分の思いや考えが尊重されること。
- ③ 適切な情報提供や支援を受けられること。
- ④ 仲間をつくり、集まること。



子どもの成長に関わる大人への支援

子どもの育ちや成長にかかわる大人がストレスを抱えていては、真に子どもの権利が保障されている環境とは言えないのではないのでしょうか。

条例素案では、保護者への子育て支援、育ち学ぶ施設の職員への支援、地域で子どもの権利の保障にかかわる市民への支援を盛り込んでいます。

このうち育ち学ぶ施設の職員に対しては、心に余裕をもって子どもと十分にかかわることができるための職場環境の整備について規定するなど、子どもにかかわる大人に対して重層的に支援を行うことを目指しています。

子どもの権利侵害からの救済

いじめ、虐待などで苦しんでいる子どもたちに対して、迅速で効果的な救済を図ることはとても大切です。このことから、条例素案では、必要な救済制度を速やかに設けることを規定しています。

具体的な制度設計については、市の実情に合った効果的な制度とするため、救済制度に求められる機能や権限、既存の相談・救済機関との役割分担や連携等について、今後さらに調査を行い、別途検討していきます。

